



株式会社 トランスコンテナ

2009年 11月

お客様各位

東京 TEL:03-5541-7427

大阪 TEL:06-6252-1015

名古屋 TEL:052-950-3181

米国“10 + 2”ルール(Importer Security Filing/ISF)について

前略、平素は弊社北米向けサービスのご用命を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご既承の事と存じますが、米国税関国境警備局(US Customs and Border Protection/CBP)により新たなセキュリティールールとして **Importer Security Filing/ISF** が施行され、現在は暫定適用期間となっております。その暫定適用期間も来年 2010 年 1 月 25 日を以って終了し翌 1 月 26 日から本格稼働となる予定で御座います。

当該ルールは米国税関国境警備局(US Customs and Border Protection/CBP)に対し下記 10 項目 (ISF-10) を輸入者様若しくはその代理人様が電子申告する事を義務付けております。

また上記の他、米国を経由して第三国へ輸送される貨物(FROB, I&E, T&E など)に対しても 5 項目 (ISF-5) の提出が実輸送者に対し義務付けられております。

罰則規定も盛り込まれており、本格稼働後は不履行・不完全な申請などに対しては船積み差し止め、荷揚げ拒否、貨物の差し押さえ、損害賠償の請求、課徴金 (US\$5,000/件) 等の措置が取られる予定です。

提出自体は輸入者様若しくはその委任を受けた代理人様が行いますが、これらの項目に仕出し地側の情報も含まれておりますので、米国側輸入者様とご確認の上、提出業務に支障が無い様ご協力の程、お願い申し上げます。

記

a) 米国向け輸入者関連情報 / ISF-10

提出項目 (輸入者関連情報 - 10 項目)

- 1) 販売者の名前と住所 (Seller name and address)
- 2) 買い主の名前と住所 (Buyer name and address)
- 3) 輸入業者登録番号/FTZ 出願人識別番号 (Importer of record number / FTZ applicant identification number)
- 4) 荷受人番号 (Consignee number)

(以上 4 項目は船積み 24 時間前までに申告が必須)

- 5) 製造者/供給者の名前と住所 (Manufacture/Supplier name and address)
- 6) 船積み(配送)先の名前と住所 (Ship to party name and address)
- 7) 商品の原産国 (Country of origin of the goods)
- 8) 貨物統計品目番号 (Commodity harmonized tariff schedule of the United Status HTSUS number / 6 桁)

(以上 4 項目は船積み 24 時間前までに提出必須、但し米国到着 24 時間前までは修整可)



株式会社 トランスコンテナ

- 9) コンテナバンニング場所 (Container stuffing location)
- 10) 混載業者の名前と住所 (Consolidator name and address)

(以上 2 項目は米国到着 24 時間前までの出来るだけ早く提出)

- * 申告に際してはCBP から必須項目として挙げられておりませんが B/L#(AMS Data 送信時に使用した B/L#)も必要になります。弊社で AMS Data を送信した場合は弊社 House B/L#となります。(AMS Data と ISF Data は B/L#で Matching 作業が行なわれる為)

これ以外に“+2”の下記 2 項目については実際に輸送を請け負う船会社が提出義務を負っております。

提出項目 (船社関連情報 - 2 項目)

- 11) 船積み計画書 (Vessel stow plan)
- 12) コンテナ状況メッセージ (Container Status Message)

提出期限(船社関連情報)

(11)は米国向けの最終寄港地(積み地側)を出港後 48 時間以内、12)は関連情報が船社のトラッキングシステムに取り込まれた後 24 時間以内に提出)

b) 米国経由第三国向け / ISF-5

FORB(Freight Remaining on Board) 荷揚げされる事なく本船に残りそのまま米国を通過する貨物

IE, I&E (Import to US and Immediate Export) 米国での積み替え貨物

TE, T&E (Cargo importing to US, transiting US for ultimate foreign export) 保税輸送後輸出される貨物

などを対象に下記5項目の提出が義務付けられております。

提出項目 (米国経由三国向け)

- 11) 予約者の名前と住所 (Booking party name and address)
- 22) 外国の最終積み降ろし港 (Foreign port of unloading)
- 33) 貨物引渡し(配送)場所 (Place of delivery)
- 44) 船積み(配送)先の名前と場所 (Ship to party name and address)
- 55) 貨物統計品目番号 (Commodity harmonized tariff schedule of the United States HTSUS number)

提出期限(米国経由三国向け)

(米国向け本船への船積み 24 時間前まで提出)

本格適用に向けて現在弊社と致しましては、Booking# = House B/L#となるべく Web Booking System の改修を進めており、2010 年年始頃よりご活用頂ける予定でございます。これにより B/L#のご確認が Booking 時に可能となります。運用開始が決定した段階で改めてご案内させていただきます。

以上